

# 【注意】

## アルコール検知器について

- アルコール検知器は使用頻度によっては、製造から 2~3 年で寿命を迎えます。
- 個人タクシー事業者は毎日、出庫や帰庫時に、酒気帯びの有無について、アルコール検知器を用いて確認をするとともに、結果を記録し、1 年間保存することが規定されています（運輸規則第 24 条）。
- アルコール検知器を常時有効に保持するため、メーカーが定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・管理するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければいけません。

## 【行政処分等】

- アルコール検知器備え義務違反（検知器の備えなし）
  - ・初違反：車両停止 60 日
  - ・再違反：車両停止 120 日

- アルコール検知器の常時有効保持義務違反

常時有効保持義務違反とは

- 正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った。
- 正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った。

- ・初違反：車両停止 20 日
- ・再違反：車両停止 40 日